

ポイントと商品との交換方法

「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」（以下「本事業」という。）において、ポイント交換業務を行う福島県木材協同組合連合会（以下「事務局」という。）及び商品の提供事業者は、以下の方法により交換業務を行うものとする。

なお、事務局は当該業務の一部を委託することができる。

1 提供事業者の遵守事項

- (1) 提供する商品について、受注情報や送付先管理、納品、受注確認等の事務を適切に行うこと。
- (2) 提供事業者の責任において商品を建築主に提供すること。
- (3) 商品の品質については、すべて提供事業者が責任を負うこと。
- (4) 商品に関する紛争（品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違い等を原因とする紛争）については、提供事業者の責任において解決すること。
- (5) 本事業の実施に伴い事務局から取得した個人情報交換業務以外の目的で使用しないこと。
- (6) 提供事業者が代金が支払われた後に、商品交換につき不正行為が行われていることが発覚し、かつ、提供事業者が当該不正行為の事実を知り又は重大な過失により知らなかったことが判明した場合は、提供事業者は当該不正行為に係る交換商品代金相当額を事務局に返還すること。

2 発注の方法

- (1) 事務局から事務を受託した者（以下「事務受託者」という。）は、交換申請の受理後、申請日から起算して10日間を目安に、提供事業者毎にまとめて発注することができる。
- (2) 事務受託者は、発注情報（事業者名、商品名、商品コード、数量、ポイント数、申請者番号、申請者名、申請者住所）をExcelファイルに入力し、個人情報保護のため、当該ファイルに読み取りパスワードを設定する。
- (3) 事務受託者は、上記のパスワードを提供事業者にメールで知らせる。
- (4) 事務受託者は、上記のパスワード付きExcelファイルを提供事業者にメールし発注とする。
- (5) メールを送信先は、「交換商品提供事業者登録申請書」に記載されたメールアドレスとする。
- (6) 事務受託者は、本事業専用のメールアドレスを使用する。

3 受注の方法

- (1) 提供事業者は、パスワード付きExcelファイルを開き、発注情報を確認する。
- (2) 提供事業者は、受注の可否を7日以内にメールで事務受託者へ返信する。
ただし、令和4年2月28日以降に発注を受けた場合は、2日以内とする。
- (3) 提供事業者は、受注可能な場合、速やかに建築主へ商品を送付する。
- (4) 事務受託者は、受注できない旨の返信又は提供事業者による商品送付が困難と判

断した場合、建築主に対し、他の商品を選ぶよう連絡する。

- (5) その他、提供事業者自らが、これら以外の受発注の方法を希望する場合は、提供事業者の提案をもって別途協議を行うこととし、その導入によって生じる費用は提供事業者の負担とする。

4 支払い条件と方法

- (1) 提供事業者は、商品の発送後、月締めで請求書を事務受託者へ送付する。
なお、商品の到着確認は、提供事業者の責務とする。
- (2) 請求書に添付すべき書類は、発送完了が確認できるものとする。
（例示）①「申請者番号、運送会社名、送り状番号」を記したもの
②「発送伝票の写し」
③「受領書等の写し」
④その他、確認できる書類がある場合、別途協議を行うことができる。
- (3) 請求書は、代表者の押印があるものとする。なお、様式は特に定めない。
- (4) 事務受託者は請求書等の内容確認後、事務局に送付し、入金を依頼する。
- (5) 事務局は、請求書等を確認後14日以内に提供事業者の指定口座に入金する。
- (6) 振り込み手数料は、事務局が負担する。

5 年度末における交換商品の発送期限等

- (1) 【建築主】ポイント交換申請期限・・・令和4年2月25日（金）
- (2) 【事務受託者】提供事業者への発注期限・・・令和4年3月4日（金）
- (3) 【提供事業者】交換商品の発送期限・・・令和4年3月11日（金）
請求書の提出期限・・・令和4年3月18日（金）

6 その他

上記に定めのない事項は、事務局、事務受託者及び提供事業者が協議の上解決に当たるものとする。